

会 議 録

1 会議名

平成30年度第3回上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

2 議題等（公開・非公開の別）

- (1) 委嘱状交付（公開）
- (2) 委員自己紹介（公開）
- (3) 正副会長の選出（公開）
- (4) 審議会委員になられた方へ制度等の説明（公開）
- (5) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）（公開）
- (6) その他（公開）

3 開催日時

平成30年10月16日（火）午後1時30分から午後3時15分まで

4 開催場所

春日謙信交流館 第1会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・ 委員：早川英雄、横山洋子、高橋邦夫、原野聖子、小野幸子、浦壁澄子、大森康正、田内洋二、折笠正勝
- ・ 事務局：岩野総務管理部長、金山総務管理課長、石黒副課長、柳澤係長、西山主任

8 発言の内容

(1) 開会

事務局から日程を説明した。

(2) 委嘱状の交付

【岩野総務管理部長】

(各委員に委嘱状を交付)

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会の委員就任に御高配いただき感謝申し上げます。

情報公開、個人情報保護、会議公開制度の各制度は、市民に広く浸透し、利用されているところである。

また、本市における自治の最高規範である自治基本条例においても、これらの制度を市政運営の透明性を高め、市民参画を推進するとともに、個人情報を適切に保護する仕組みとして位置付けているところである。

本審議会は、年4回、個人情報を取り扱う市の業務の登録についての諮問に応じて審議するほか、情報公開制度、個人情報保護及び会議公開制度の公正かつ円滑な運営及び改善について審議する重要な役割を担っている。

市民の代表として、また、それぞれの専門の視点から忌憚のない御意見を賜りたい。

(3) 委員自己紹介

各委員が自己紹介を行った。

(4) 正副会長の選出

委員の互選により、会長に大森委員、副会長に高橋委員を選出した。

(5) 個人情報保護制度等の概要について

【柳澤係長】

(資料「上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会説明資料」に沿って説明)

【折笠委員】

この審議会の運営に関し、会議録に署名をしなくてよいか。

【柳澤係長】

この審議会においては、会議録への委員の署名に代え、会長及び副会長が会議録の

確認をすることとしている。

(6) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）

【大森会長】

諮問案件の「1 保有個人情報の開示等に関する業務」について事務局に説明を求めらる。

【西山主任】

資料4 ページから11 ページまでの「1 保有個人情報の開示等に関する業務」について、資料に沿って説明

【原野委員】

この業務に関し、手続において市（実施機関）に保有個人情報の開示の請求をした請求者に対して、第三者の情報を開示することはないか。

【西山主任】

第三者の情報を開示することはない。

【原野委員】

上越市個人情報保護条例施行規則に規定する第13号様式は、これを用いて通知があった場合、通知された人が自分自身に関する情報について開示請求があったと勘違いするのではないか。

【西山主任】

当該様式について、内容を分かりやすく伝えることができるよう検討する。

【早川委員】

第三者の情報が記載されている情報の開示請求とは、どのような場合をいうのか。

【西山主任】

介護認定に関する書類のうち、主治医意見書に含まれる主治医の情報などが第三者の情報であり、主治医意見書の開示を求められるような場合をいう。

【折笠委員】

市に第三者の情報が含まれる自己情報の開示請求があった事案はあるのか。

【西山主任】

先ほど例に挙げた主治医意見書について、開示請求があったところである。

【折笠委員】

本年4月1日からこの第三者保護の手続を行っているのか。

【西山主任】

本市の第三者保護制度は、本年4月1日から施行されている。

【高橋副会長】

本年4月1日の登録とした意義は何か。

【西山主任】

第三者保護の制度は、本年4月1日から施行しており、市は、請求者の個人情報を第三者に外部提供しない運用を考えていた。また、諮問の契機となった事案は、前回の審議会の会議を開催した9月末頃に請求があったものである。前回の会議に諮問することができなかったが、請求者の個人情報を外部提供せざるを得ないと判明したことから、制度の開始当初に遡って登録することとしたものである。

【浦壁委員】

登録票の変更により収集する項目に加えた「理由又は目的、意見、決定内容」とは、何を指すのか。

【西山主任】

理由又は目的とは第三者保護の手續の規定の適用をした理由を、意見とは第三者から提出がある意見を、決定内容とは市が開示をした場合の処分の内容について、それぞれ個人情報の凡例に即して、記載しているものである。

【小野委員】

確認であるが、介護認定を受けた方が自分の主治医の意見書について開示するよう請求があった場合の医師が第三者であるのか。

【西山主任】

そうである。

【小野委員】

先ほどの事案については、どのような意見があったのか。

【西山主任】

市が開示することは適当でなく、医療機関が本人に開示するとの意見があった。

【石黒副課長】

この案件については、登録する業務が実施機関全体に共通するものであり、共通登録という位置付けで登録するものである。

また、第三者保護の手續については、制度を運用しながらよりよい形で実施できるよう工夫していきたいと考えている。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「2 情報公開に関する業務」について事務局に説明を求める。

【西山主任】

資料12ページから18ページまでの「2 情報公開に関する業務」について、資料に沿って説明

【浦壁委員】

個人情報の必要最小限の提供とは、どの程度の提供をいうのか。

【西山主任】

法令では基準を定めていない。実施機関が個人情報の外部提供をするに当たって、遵守すべきルールであり、個別具体の事案によって提供する内容が変わるのであるが、その内容を最小限にするよう留意して運用していく。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

(7) その他

【大森会長】

事務局から連絡事項等はあるか。

【石黒副課長】

次回の会議は、12月中～下旬の開催を予定している。

【大森会長】

以上をもって、本日の審議会を閉会する。

9 問合せ先

総務管理部総務管理課文書法務係

TEL : 025-526-5111 (内線 1436、1437)

E-mail : soumukanri@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。